

「第三十五条第一項」の下に「（同条第三項の規定により適用する場合を除く。）」を加え、同条第八項中「第一百六十五条」を「第一百六十五条第一項」に、「同項」を「同法第七十条第一項」に改め、同条第六項第一号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の五第十三項又は第十四項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする】に改める。

第四十一条の五の二第六項中「又は」を「又は」に改め、同条第七項第一号中「平成二十七年十二月三十日」を「平成一十九年十二月三十日」に、「第三十三条第二項第一号」を「同条第一項」に改め、「第三十五条第一項」の下に「（同条第三項の規定により適用する場合を除く。）」を加え、同条第八項中「第一百六十五条」を「第一百六十五条第一項」に、「同項」を「同法第七十条第一項」に改める。

第四十一条の八第一号イ中「平成二十六年一月一日」を「平成二十七年一月一日」に、「平成二十六年度分」を「平成二十七年度分」に改め、「定める者を除く」の下に「。第三号イにおいて「平成二十七年度対象者」という」を加え、同号ロ中「政令で定める日」を「平成二十八年一月一日」に、「平成二十七

「年度分」を「平成二十八年度分」に改め、「定める者を除く」の下に「。第三号口において「平成二十八年度対象者」という」を加え、同条第二号中「次に掲げる」を「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当の支給を受ける者その他の財務省令で定める者に対して給付される財務省令で定める」に改め、同号イ及びロを削り、同条に次の一号を加える。

三 低所得である高齢者等への支援等の観点から給付される次に掲げる給付金

イ 平成二十七年度対象者のうち、平成二十八年三月三十一日において六十四歳以上である者に対し
て給付される財務省令で定める給付金

ロ 平成二十八年度対象者のうち、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十五条第二号に
掲げる障害基礎年金又は同条第三号に掲げる遺族基礎年金を受けている者その他の財務省令で定め
る者（イに掲げる給付金の支給を受ける者を除く。）に対して給付される財務省令で定める給付金
第四十一条の三第七項第四号中「締約者」の下に「その他外国の機関に対する租税に関する情報の提
供に関する規定として政令で定める規定により外国の機関に対して当該情報の提供を行うことができるこ
ととされている場合における当該外国」を加える。

第四十一条の十四第一項第一号中「ものをいう」を「もの（同条第二十三項に規定する商品先物取引業者を相手方として行うものに限る。）をいう」に改め、同項第二号中「ものをいう」を「もの（第三十七条の十二の二第二項第一号に規定する金融商品取引業者又は登録金融機関を相手方として行うものに限る。）をいう」に、「同条第二十四項」を「同法第一条第二十四項」に改める。

第四十一条の十五の三第二項第一号中「第二百三条の五第九項」を「第二百三条の五第十項」に改める。

第四十一条の十七の次に次の二条を加える。

（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）

第四十一条の十七の二 医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。次項において同じ。）の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品及び同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。次項において同じ。）の使用を推進する観点か

ら、居住者が平成二十九年一月一日から平成三十三年十二月三十一日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合において当該居住者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令で定める取組を行つているときにおけるその年分の所得税法第七十三条第三項に規定する医療費控除については、その者の選択により、同条第一項中「各年」とあるのは「平成二十九年から平成三十三年までの各年」と、「医療費を」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十七の二第一項（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）に規定する特定一般用医薬品等購入費を」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（当該金額が十万円を超える場合には、十万円）」とあるのは「一万二千円」と、「二二百万円」とあるのは「八万八千円」として、同項の規定を適用することができる。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第一項（租税特別措置法第四十一条の十七の二第一項の規定により適用する場合を含む。）」とする。

2 前項に規定する特定一般用医薬品等購入費とは、次に掲げる医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有

効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下この項において同じ。）である一般用医薬品等のうち、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高いものとして政令で定めるものの購入の対価をいう。

一 その製造販売の承認の申請（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第三項の規定による同条第一項の製造販売についての承認の申請又は同法第十九条の二第五項において準用する同法第十四条第三項の規定による同法第十九条の二第一項の製造販売をさせることについての承認の申請をいう。次号において同じ。）に際して既に同法第十四条又は第十九条の二の承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる医薬品

一 その製造販売の承認の申請に際して前号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品

3 第一項の規定により所得税法第七十三条の規定を適用する場合に必要な技術的読替えその他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十八の三第一項中「法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る。）に対する」を削り、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る。）に対する寄附金

イ 公益社団法人及び公益財団法人

ロ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項の規定により設立された法人

ハ 社会福祉法人

ニ 更生保護法人

一 次に掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る。）に対する寄附金のうち、学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であるものとして政令で定めるもの

イ 国立大学法人

ロ 公立大学法人

ハ 独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人日本学生支援機構

第四十一条の十九第一項中「又は第二十九条の三第一項本文」を削り、同項第二号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項第三号中「第三十七条の十三第一項第五号」を「第三十七条の十三第一項第四号」に改め、同項第四号中「第二十七条の四」を「第二十七条の五」に改め、同項に次の一号を加える。

五 内国法人のうち地域再生法第十六条に規定する事業を行う同条に規定する株式会社で、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に同条の確認を受けたもの 当該株式会社により発行される株式で当該確認を受けた日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されるもの

第四十一条の十九の二第一項中「居住者」を「個人」に、「及び第二項」を「、第三項及び第五項」に改める。

第四十一条の十九の二第一項中「特定居住者」を「特定個人」に改め、同条第三項中「居住者」を「個

人」に改め、同条第四項第一号中「第七項第三号」を「第八項第三号」に改め、同条第十三項中「第五項」を「第六項」に、「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「及び第三項」を「第三項及び第五項」に、「又は第三項」を「第三項」に改め、「一般断熱改修工事等」の下に「又は第五項に規定する多世帯同居改修工事等」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「特定居住者」を「特定個人」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 第五項の規定は、個人がその年の前年以前三年内の各年分の所得税について同項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。ただし、当該各年分の所得税について同項の規定の適用を受けた居住用の家屋と異なる居住用の家屋について同項に規定する多世帯同居改修工事等をした場合は、この限りでない。

第四十一条の十九の三第七項第一号中「居住者」を「個人」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次

に次の一項を加える。

9 第五項に規定する多世帯同居改修工事等とは、個人が所有している家屋につき行う他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための改修工事で政令で定めるものをいう。

第四十一条の十九の三第六項中「特定居住者」を「特定個人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び第三項」を「第三項及び前項」に、「特定居住者又は居住者」を「特定個人又は個人」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 個人が、当該個人の所有する居住用の家屋について多世帯同居改修工事等（当該多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該多世帯同居改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項において「標準的費用額」という。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、当該居住用の家屋（当該多世帯同居改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を平成二十八年四月一日から平成三十一年六月三十日までの間にその者の居住の用に供した場合

（当該居住用の家屋を当該多世帯同居改修工事等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に

限る。）には、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、標準的費用額（当該標準的費用額が二百五十万円を超える場合には、二百五十万円）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

第四十一条の十九の四第一項及び第三項から第六項までの規定中「居住者」を「個人」に改め、同条第十二項中「居住者」を「個人」に、「第三十一条の三若しくは第三十五条」を「第三十一条の三第一項若しくは第三十五条第一項（同条第三項の規定により適用する場合を除く。次項において同じ。）」に改め、同条第十三項中「居住者」を「個人」に、「第三十一条の三又は第三十五条」を「第三十一条の三第一項又は第三十五条第一項」に改め、同条第十四項中「居住者」を「個人」に改め、同条第十六項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十九の四第十四項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第一号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする」に改める。

第四十一条の十九の五第十一項中「第三項」を「第五項及び第六項」に、「第二項、第四項」を「か

ら第四項まで、第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第四十条の三の三第三項及び第十一項から第十六項まで」を「第四十条の三の三第五項、第六項及び第十五項から第二十項まで」に改

【第四十条の三の三第一項】

め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「それぞれ」を削り、同項の表中

——
項
第四十条の三の三

	第一項に
所得税法第一百六十四条第一項第	第四十一条の十九の五第一項に
所得税の額から控除する金額につき所得	

第四十条の三の三
項第一号

一号イに掲げる国内源泉所得に

税法第一条第一項第四十三号

つき同法第百六十五条第一項の

規定により同法第二十二条の規

定に準じて計算した金額又は同

法第二条第一項第二十五号に規

定する純損失の金額につき同項

第四十三号

を

第四十条の三の三

項第二号

第四十条の三の三

第五	
前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引	第四十一条の十九の五第五項に規定する同時文書化対象内部取引
第三項	同条第三項
第一項に	同条第一項に
として財務省令	として同条第五項に規定する財務省令
所得税法第一百六十四条第一項第	所得税の額から控除する金額につき所得

		一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により同法第二十二条の規定に準じて計算した金額又は同法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第四十三号	税法第二一条第一項第四十三号
第五	第二項第一号口	第四十一条の十九の五第二項の規定により第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項第一号口	
第二項第一号二	第四十一条の十九の五第二項の規定により第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項第一号二		

に改め、同表第四十

第四項の規定の適用がある内部取引	第四十一条の十九の五第六項に規定する同時文書化免除内部取引
第一項に	同条第一項に
財務省令	同条第六項に規定する財務省令
前項各号	同条第十三項において準用する前項各号
同項第二号	同条第十三項において準用する前項第二号
同項第一号	同条第十三項において準用する前項第一号
所得稅法第一百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第一百六十五条第一項の規定により同法第二十二条の規	所得稅の額から控除する金額

定に準じて計算した金額又は同

法第二条第一項第二十五号に規

定する純損失の金額

条の三の三第十一項の項中「第四十条の三の三第十一項」を「第四十条の三の三第十五項」に改め、同表
第四十条の三の三第十二項の項中「第四十条の三の三第十二項」を「第四十条の三の三第十六項」に、
「第四十一条の十九の五第十項」を「第四十一条の十九の五第十三項」に改め、同表第四十条の三の三第
十二項第一号及び第十三項の項中「第四十条の三の三第十二項第一号及び第十三項」を「第四十条の三的
三第十六項第一号及び第十七項」に改め、同表第四十条の三の三第十五項の項中「第四十条の三的三第
五項」を「第四十条の三的三第十九項」に、「第四十一条の十九の五第十項」を「第四十一条の十九的五
第十三項」に改め、同表第四十条の三的三第十六項の項中「第四十条的三的三第十六項」を「第四十条的
三的三第二十項」に改め、同表第四十条的三的四第四項の項及び第四十条的三的四第六項の項中「第四十
一条的十九的五第十項」を「第四十一条的十九的五第十三項」に改め、同条第十項を同条第十三項とし、
同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項第一号中「第三項」を「第

五項若しくは第六項」に、「同項」を「これら」に改め、同項第二号中「第三項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第二項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「が第十項において準用する第四十条の三の三第三項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において」を「に同時文書化対象内部取引（前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は居住者に同時に文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における

る当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときに」に、「内部取引」を「同時文書化対象内部取引」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 6 国税庁の当該職員又は居住者の納稅地の所轄稅務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に同時に文書化免除内部取引（第四項の規定の適用がある内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下の項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備

に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該居住者の同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該居住者の当該同時文書化免除内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

第四十一条の十九の五第二項の次に次の二項を加える。

3 その年において内部取引がある居住者は、当該内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、その年分の所得税に係る確定申告期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

4 居住者のその年の前年の一の国外事業所等との間の内部取引（当該居住者がその年において当該一の